

第5回 繁華街における客引き行為等への対策検討会議 要旨

■日 時 令和4年4月12日（火） 14：15～15：30

■場 所 小倉リーセントホテル ガーデンホール

1 客引き条例の骨子について

（1）第4回検討会議における条例骨子への意見について

事務局

第4回検討会議において提示した条例骨子に対する構成員の意見と本市の考え方を報告。

- ・条例の目的に「協働」や「まちづくり」の文言を入れてはどうか。
- ・安全安心なまちの実現のため、商店街としても協力させていただく。
- ・少年補導員などにも協力をいただいてもよいのではないか。
- ・店舗前1mでの客引きは可能といったあいまいなルールを設けるべきではない。

等の意見に対し、本市の考え方を説明した上で条例骨子の変更案を提示。

（2）意見を踏まえた条例骨子について

事務局

意見を踏まえた条例骨子を報告。

- ・条例の目的に「協働」の文言をいれ、修正した。
- ・対策検討会議を条例の規定し、禁止区域を指定する際は検討会議での意見聴取を行う旨規定した。
- ・勧告と命令を別の項目とした。

等の変更を行った旨説明。

（3）本市のパブリックコメント実施時の資料案

パブリックコメント実施時の資料について説明。

【構成員質疑】

構成員

北九州市の独自のものとして第10、第11がある。簡単に説明いただきたい。

→事務局

第10の巡視員については他都市と異なるものではない。他都市は条例の施行規則に規定している。内容としては、警察OBを雇用し、行政指導や行政処分を行うというもの。

第11の推進員については、まちの人たちに市から委嘱し、客引き対策に係る広報啓発や注意喚起を行っていただく。推進員を中心としたまちの方々や警察、関係機関と連携して対策を行っていきたい。

構成員

巡視員と推進員が並んでいるとわかりにくい、条文上わかりやすくまとめるのか。
また、推進員はまちを監視するようなイメージで、実際の注意等は行わないのか。

→事務局

2つの違いについては規則や運用マニュアル等に定め、市民の方にもわかりやすい形で周知する。推進員の役割については、今後商店街の方々とも話し合い、客引き行為の禁止に向けて取り組みやすい体制を作っていけるように考えていきたい。

構成員

土地所有者への通知についてだが、契約書に客引きをした場合の契約解除等の内容を検討するのか。

→事務局

契約上の措置として規定に入れている市もあるようだが、契約については民間同士の関わりとなるため、難しいと考えており、本市としては客引き行為等を行った旨を通知するという形で検討している。

→構成員

別の条例で、宅建協会等と連携し、実現しているものもある。可能ではないか。

→事務局

詳細を確認し、勉強させていただく。

構成員

客引き行為の定義について、北九州市ではどこまでを客引き行為として認定することを想定しているのか。

→事務局

本市としては公共の場所で相手方を特定して、客となるように誘う行為を客引き行為と定義している。客となるように誘う行為とは、経済的取引行為を伴うものであることと定義している。

経済的取引行為を伴わないものとは、単なるアンケートや募金、署名活動、ボランティア活動などを想定している。

→構成員

平穏な通行を妨げるようなものを想定しているのか。

→事務局

禁止区域内においては、すべての客引き行為を想定している。

→構成員

権利を制限するに当たって、この表現では少しあいまいではないか。客引き行為を定義することは難しいが、この表現でよいのか。

→事務局

客引き行為の定義については他法令の定義等も確認した上で、内部でも時間をかけて協議し、商店街やまちの方々にも意見を聞いた結論として、「公共の場所で相手方を

特定し、客となるように誘う行為」という形に定義した。

→**構成員**

条文上このような形となるのは仕方がないと思う。マニュアルや規則等で市民に分かりやすく伝わるようにしていただきたい。

構成員

目的に市民や事業者だけでなく、地域団体もいれてはどうか。

→**事務局**

そのようにさせていただく。

2 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて本市より説明。

構成員

個別のマニュアルの検討については検討会議で決めるのか。できれば検討会議で検討したい。

→**事務局**

特に地域団体に関わること等については、検討委員や適正化協議会と話し合いながら検討していく。

構成員

9月という節目はわかるが、一日でも早い制定を願っている。

→**事務局**

地域の方々の要望や客引き対策の重要性から当初の予定よりもかなり前倒しに進めている。ご理解いただければ幸いです。